

事務連絡

平成31年(2019年)4月12日

業界団体代表者 様

札幌市財政局長管財部長

「札幌市工事等最低制限価格運用要領」等の改正について

早春の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から本市建設行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では「札幌市工事等最低制限価格運用要領」及び「札幌市工事等低入札価格調査要領」を定め、最低制限価格及び低入札価格調査を運用しているところでございます。

このたび、当該要領を改正し、工事、業務及び道路維持除雪の最低制限価格及び低入札価格調査に係る調査基準価格を4月17日以後に告示する案件から引き上げることといたしますので、改正後の取扱いについて別添のとおりお知らせいたします。

なお、別添の資料につきましては、札幌市役所契約管理課のホームページにも掲載しております。

御不明な点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

札幌市役所契約管理課ホームページ

(ホーム>観光・産業・ビジネス>入札・契約>お知らせ>工事・設計等・除雪契約に関するお知らせ)

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/oshirase_k.html

【担当】財政局管財部契約管理課工事契約係

溝口

電話 011-211-2442

「最低制限価格率」「調査基準価格率」の範囲の改正について

工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率・調査基準価格率の範囲を上げますので、お知らせします。

最低制限価格率・調査基準価格率の範囲

「最低制限価格率」及び「調査基準価格率」の算定方法を次のとおり改正します。

改正前	最低制限価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率が 10 分の 9 を超える場合にあつては 10 分の 9 とし、 10 分の 7 に満たない場合にあつては 10 分の 7 とする。
	調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る調査基準価格率が 10 分の 9 を超える場合にあつては 10 分の 9 とし、 10 分の 7 に満たない場合にあつては 10 分の 7 とする。
改正後	最低制限価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率が 10 分の 9.2 を超える場合にあつては 10 分の 9.2 とし、 10 分の 7.5 に満たない場合にあつては 10 分の 7.5 とする。
	調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る調査基準価格率が 10 分の 9.2 を超える場合にあつては 10 分の 9.2 とし、 10 分の 7.5 に満たない場合にあつては 10 分の 7.5 とする。

■適用年月日 平成31年4月17日以後に告示する案件より適用

■改正後の要領等

【札幌市工事等低入札価格調査要領】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/teinyusatsu-koji.pdf>

【札幌市工事等最低制限価格運用要領】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/saiteiseigen-koji.pdf>

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442